

復 興 整 備 計 画  
（第2回変更案）

野 田 村 ・ 岩 手 県

平成25年7月30日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

野田村の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

東日本大震災から本村を迅速に蘇らせ、安全・安心なむらを創造するため、基本理念を「安全・安心で活力あるむらづくり」と定め、全ての村民の力を結集し、結びと協働による復旧・復興・発展に取り組むため、以下の目標を掲げる。

### ① 防災まちづくり

・津波に強い多重的な防災施設や避難路の整備、高台移転や地盤・道路の部分的な嵩上げの推進、情報伝達施設や防災計画の再整備など安全なむらづくりを進める。

### ② 生活再建

・被災した医療・社会福祉施設等の復旧、公営住宅等の整備、交通ネットワークや情報通信の再構築など安心して暮らせるむらづくりを進める。

### ③ 産業・経済再建

・漁業や農業及び商工業等の産業基盤の復旧・復興、雇用の場の確保、漁港や観光施設等の整備など活力あるむらづくりを進める。

### ④ 津波浸水リスクを十分考慮しながら、被災経験を教訓とした再生可能エネルギーの活用による地産地消・省エネルギー社会の構築を図り、災害に強いむらづくりや地域特性を生かした産業振興を図る。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

① 東日本大震災津波（3.11）の規模に対し、市街地を守る、村民の命や暮らしを守る防災まちづくりを目指す。

② 防災まちづくりを通じて、持続的な活力の創造に結びつくことを目指す。

「防災まちづくり」の観点から、津波に対する直接的な防災施設である防潮堤は、第1堤防（海岸防潮堤）を締切（閉鎖）型で新たに強化整備をし、さらに、第2堤防の建設海岸堤防及び農地海岸堤防の強化整備をする。

堤防を越える津波被害を最小限にするため、公園の西側を盛土で整備し、防災機能の向上を目指す。

中心市街地については、防災機能の向上と併せ商業の復興を進めるとともに、高台団地と調和のとれたむらづくりを目指す。

農地については、復旧を図るとともに、農業者の意向を踏まえつつ、利用集積を進め、農業の復興を目指す。

公園（緑地）・農地ゾーン内の農地については、今後所有者の意向を考量しながら公園整備計画との整合を図りながら事業を進める。

「防災まちづくり」の観点から、再生可能エネルギー発電施設用地を津波浸水リスクのない地区に整備し、災害時の緊急復旧対応や地域における産業振興に貢献する安定的な電力供給体制を確保する。

地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されるが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。

### (2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

（中心市街地）

潤いと活気ある市街地の再生と防災性を高めるため、中心市街地の被災市街地復興土地区画整理事業（A地区）を実施する。

（住宅高台団地等）

地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが、保安林を極力回避して用地を選定し、防災集団移転促進事業（B地区）、漁業集落防災機能強化事業（F地区）により高台団地等の整備を行い、移転促進区域となるメモリアルパーク（津波防災緑地）のエリアの方々の移転を推進するとともに、三陸北縦貫道路インターチェンジと国道45号を結ぶ主要地方道野田山形線（D施設）の整備

を行い、高台団地と調和のとれたむらづくりを推進する。

(公園・農地)

第2堤防から市街地の間に都市公園事業(C地区)でメモリアルパーク(津波防災緑地)を整備し、津波エネルギーを吸収するポケット状の公園と盛土を整備する。農地については復旧を図り、農業者の意向により農地として活用する。

(農地)

農地・農業用施設災害復旧事業により農地の復旧を図るとともに、農業者の意向により農地は農地として活用し、利用集積を図りながら農業の再生を図る。

(避難路)

高台団地や被災した市街地を結ぶ避難路を整備する。

(発電事業整備地区)

津波浸水リスクのない地区の一定規模の土地を有効に活用し、再生可能エネルギーを活用した木質バイオマス発電事業(E施設)により電力供給拠点施設(木質バイオマス発電所)を整備することにより、災害に強いむらづくりを行う。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図(別添の復興整備事業総括図のとおり)

#### 4 復興整備事業に係る事項(法第46条第2項第4号関係)

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	A	事業名称:被災市街地復興土地区画整理事業(城内地区) 実施主体:野田村 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成23年度~28年度 種類:土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	B	事業名称:城内・米田・南浜地区防災集団移転促進事業 実施主体:野田村 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成23年度~27年度
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	C	事業名称:都市公園事業(城内・泉沢・米田・南浜地区) 実施主体:野田村 実施区域:別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間:平成23年度~27年度
	D	事業名称:まちづくり連携道路整備事業(主要地方道野田山形線) 実施主体:岩手県

		実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：道路
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	E	事業名称：木質バイオマス発電事業（明内地区） 実施主体：野田新エネルギー発電株式会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
	F	事業名称：漁業集落防災機能強化事業（下安家地区） 実施主体：野田村 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～27年度
<b>5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）</b>		
平成23年度から平成28年度まで		
<b>6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）</b>		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業	B	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	11 (10.61)	代替保安林の指定については、復興整備事業の事業区域周辺において生活基盤の復興を優先させるため、当該復興整備事業を着手するまでに代替保安林を指定することは困難であること。 代替機能を有するものについては、「C都市公園事業」により高台移転等のために保安林の指定を解除する面積(5.4447ha)を超える森林及び緑地の造成を計画していること。
	都市施設の整備に関する事業	D	地域森林計画区域	変更	—	10.61	
保安林			解除	—	5.4447		
2	その他施設の整備に関する事業	E	土地利用基本計画の森林地域	変更		2 (1.72)	
			地域森林計画区域	変更		1.72	
3	その他施設の整備に関する事業	F	保安林	解除		0.2107	

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
	該当なし												

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。  
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。  
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

# 野田村土地利用構想図

(城内地区、泉沢地区、南浜地区、米田地区、明内地区)



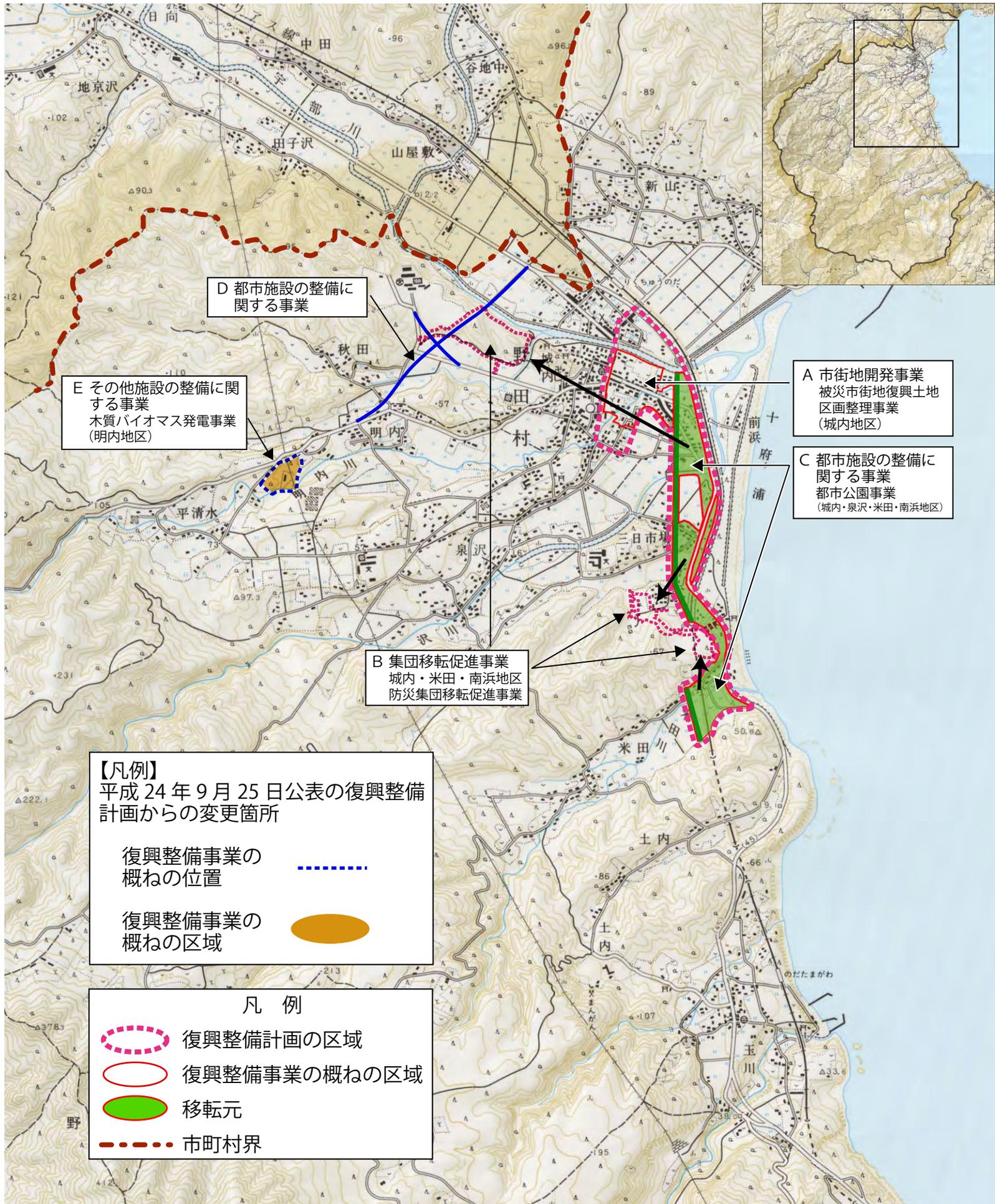
# 野田村土地利用構想図

(下安家地区)



# 野田村復興整備事業総括図

(城内地区、泉沢地区、南浜地区、米田地区、明内地区)



D 都市施設の整備に関する事業

E その他施設の整備に関する事業  
木質バイオマス発電事業  
(明内地区)

A 市街地開発事業  
被災市街地復興土地  
区画整理事業  
(城内地区)

C 都市施設の整備に関する事業  
都市公園事業  
(城内・泉沢・米田・南浜地区)

B 集団移転促進事業  
城内・米田・南浜地区  
防災集団移転促進事業

**【凡例】**  
平成 24 年 9 月 25 日公表の復興整備  
計画からの変更箇所

復興整備事業の  
概ねの位置 -----

復興整備事業の  
概ねの区域

凡 例

復興整備計画の区域

復興整備事業の概ねの区域

移転元

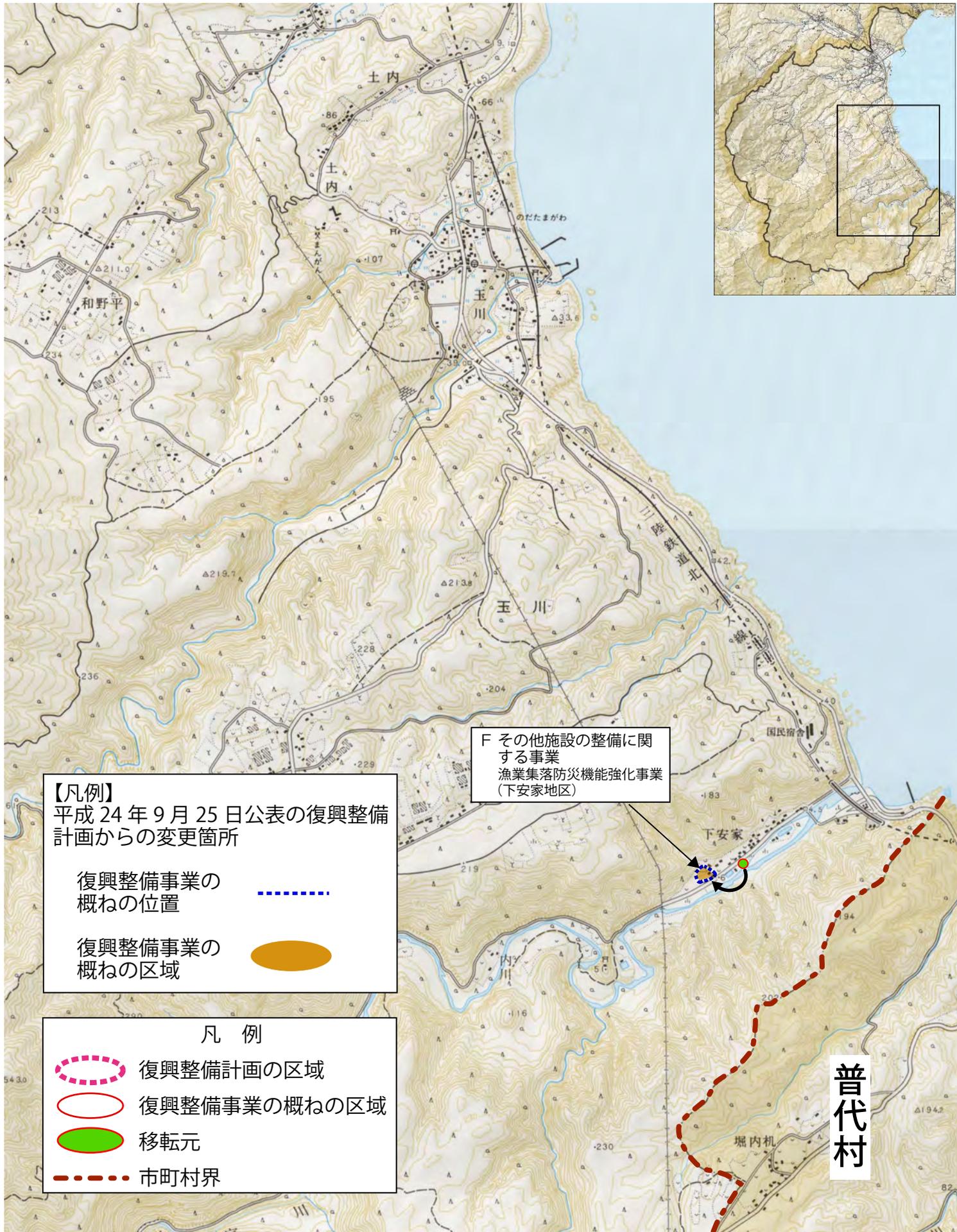
市町村界

1 : 25,000 (1km = 4 cm)

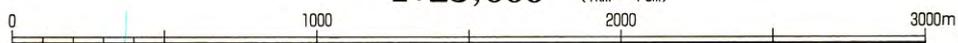
0 1000 2000 3000m

# 野田村復興整備事業総括図

(下安家地区)



1 : 25,000 (1km = 4 cm)



## 変更地域別概要

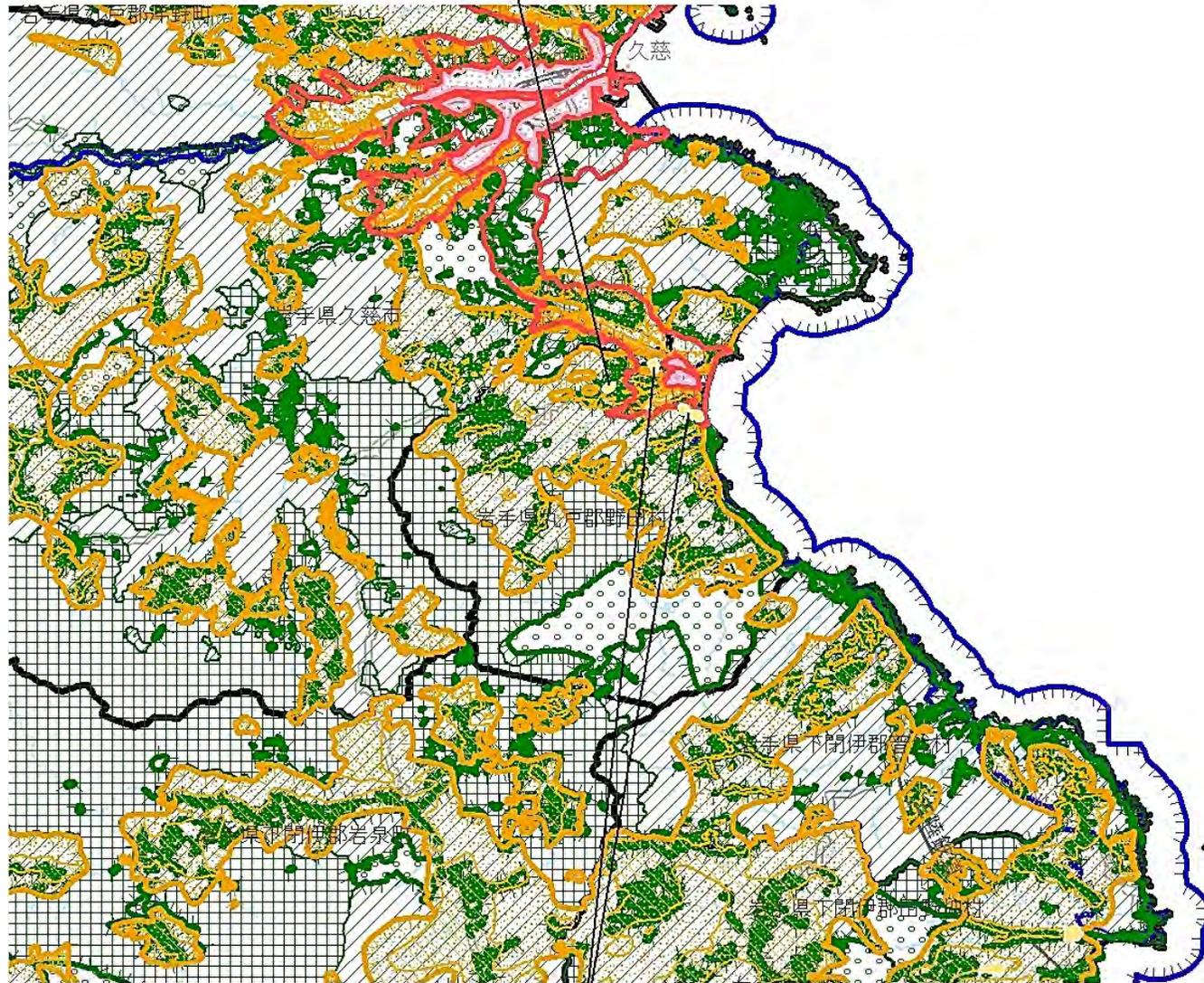
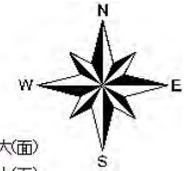
整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		白地地域の増減	地目					
					名称	面積		名称	面積	地目			
2	野田森林地域 (14-3)	野田村 (明内地区)		2	農	2			森林	2	木質バイオマス発電事業施設の整備に伴い、森林でなくなる見込みであり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。	久慈・閉伊川地域森林計画の変更	
合計			0	2									

### 【記載上の注意事項】

- 1) 「整理番号」欄は、変更地域ごとに付し、必要に応じて枝番を使用する。
- 2) 「変更地域名」欄には、変更部分の通称(市町村名)の五地域区名(例:〇〇都市地域)を記載する。また、対応する土地利用基本計画図の図面番号を括弧書きで併せて記載する。
- 3) 「変更する面積」、「変更部分の重複状況」、「変更部分の地目現況」欄の面積には、整数値を記載する。
- 4) 「変更部分の重複状況」の「他地域との重複」欄には、拡大の場合は新たに重複することとなる他地域の名称と面積、縮小の場合は変更前において重複していた他地域の名称と面積を記載する。なお、名称の記載する際、都市地域は「都」と、農業地域は「農」と、森林地域は「森」と、自然公園地域は「公」と、自然環境保全地域は「保」という略称を用いる。
- 5) 「変更部分の重複状況」の「細区分の指定状況」欄には、上記4)と同様の考え方で個別規制法の各地域・区域の種類と面積を記載する。その際、市街化区域は「市街」と、市街化調整区域は「調整」と、その他都市計画区域における用途地域は「用途」と、農用地区域は「農用」と、国有林は「国林」と、地域森林計画対象民有林は「民林」と、保安林は「保安」と、特別地域は「公特」と、特別保護地区は「保護」と、原生自然環境保全地域は「原生」と、特別地区は「保特」と記載する。
- 6) 「白地地域の増減」欄には、変更によって減少又は増加することとなる白地地域の面積を記載すること。なお、白地地域が減少する場合は、数字の前に△を付すこと。
- 7) 「変更部分の地目現況」欄は、該当する現況を農用地、森林、原野、水面・河川・水路(河川等)、道路、宅地、その他に分類して記載する。
- 8) 「変更を必要とする理由」欄には、人口、産業、交通、自然条件等により地域の特質を明らかにしつつ、土地利用又は土地取引の動向からみた必要性について記載する。また、細区分の設定の考え方、関連する事業計画等を明らかにしつつ、当該地域の土地利用(開発、整備、保全)の基本的方向に関する事項を括弧書きで併せて記載する。なお、新たに複数の地域区分を重複させる場合には、その必要性についても記載する。(例:開発を抑制するために〇〇法の〇〇区域も指定する)
- 9) 「関連する個別規制法の措置(予定)」には、個別規制法に基づく地域・区域(細区分を含む)の指定(変更及び廃止を含む)の予定を記載する。
- 10) 「個別規制法の調整状況」とは、法令や通知で国の関係地方支分部局との間で調整を行うこととされている場合における、都道府県(個別規制法担当部局)と当該地方支分部局(個別規制法担当部局)との調整を指す。なお、本欄には、①どの地方支分部局(個別規制法担当部局)と、②いつどのような方法で接触をし、③いつどのような反応を得られたかを記載すること。(例:〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会。〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受け。)

# 変更位置図1、2(基本計画図14-3)

## 2 野田森林地域(縮)(明内地区)



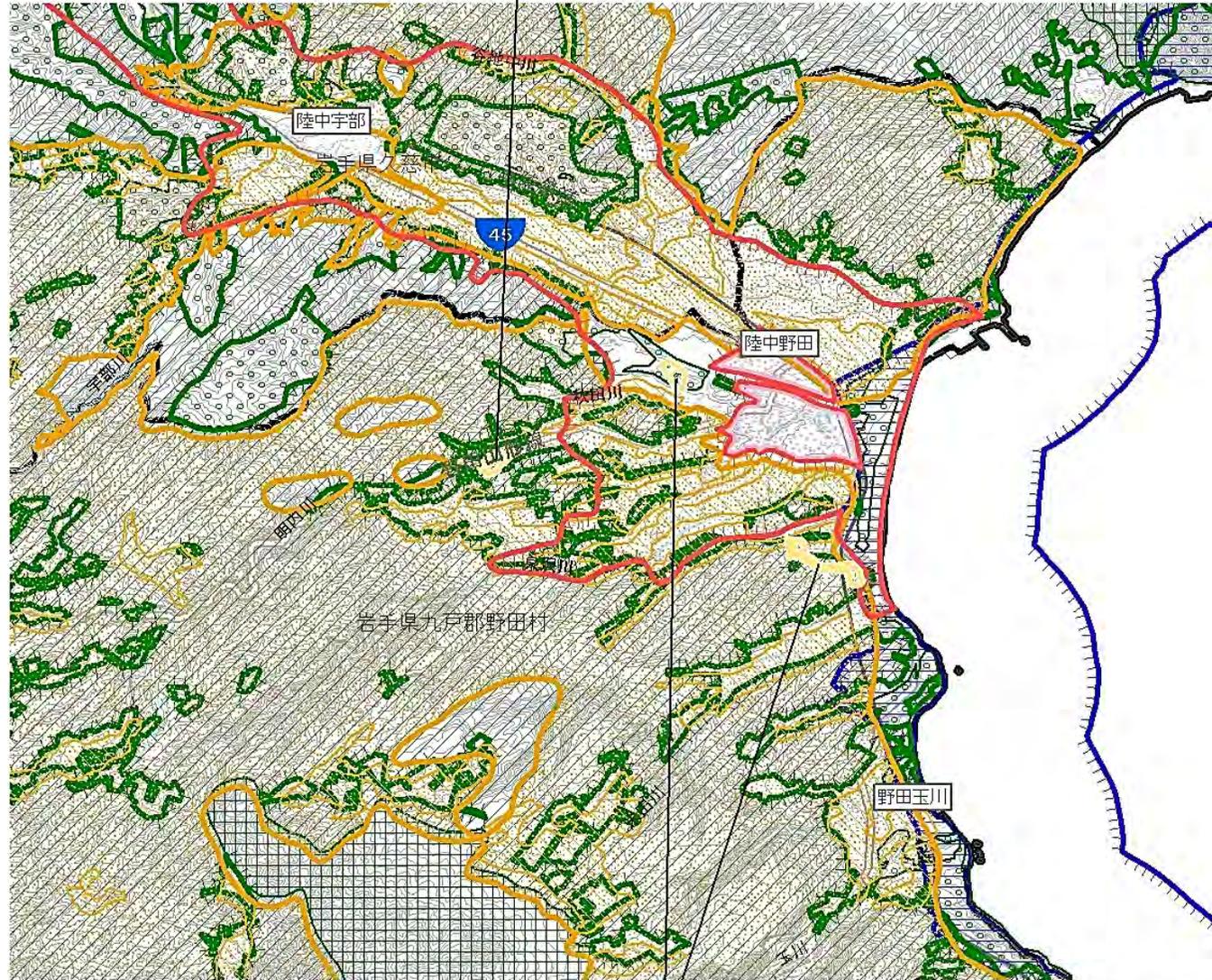
- 拡大面
- 縮小面
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区
- 行政区画
- 都道府県界
- 都市・東京都の区界
- 町村・指定都市の区界
- 不明
- 空港
- 港湾
- 新幹線
- JR在来線
- その他鉄道
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 河川
- 湖沼
- 海岸線
- 岩手県行政界
- 青森県行政界
- 宮城県行政界
- 秋田県行政界
- 山形県行政界

## (変更済) 1 野田森林地域(縮)(城内・米田・南浜地区)

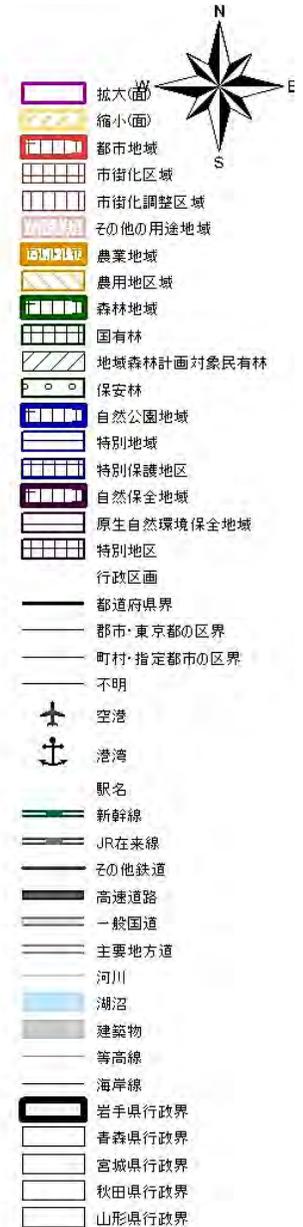
(S=1:200,000)

# 変更区域図1、2(基本計画図14-3)

## 2 野田森林地域(縮)(明内地区)



(変更済)1 野田森林地域(縮)(城内・米田・南浜地区)



(S=1:50,000)

様式第5 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

復興整備計画に記載する事項

久慈・閉伊川地域森林計画区

単位 ha

区 分		変更前森林面積	変更後森林面積	備考
総 数		241,217	<u>241,216</u>	
市 町 村 別 内 訳	宮古市	82,460	82,460	
	山田町	10,010	10,010	
	岩泉町	61,164	61,164	
	田野畑村	11,867	11,867	
	久慈市	42,242	42,242	
	洋野町	22,703	22,703	
	野田村	5,035	<u>5,033</u>	<u>△1.72ha</u>
	普代村	5,736	5,736	

注1 市町村別に記載するほか、森林計画区ごとに変更前と変更後の森林面積の合計を記載する。

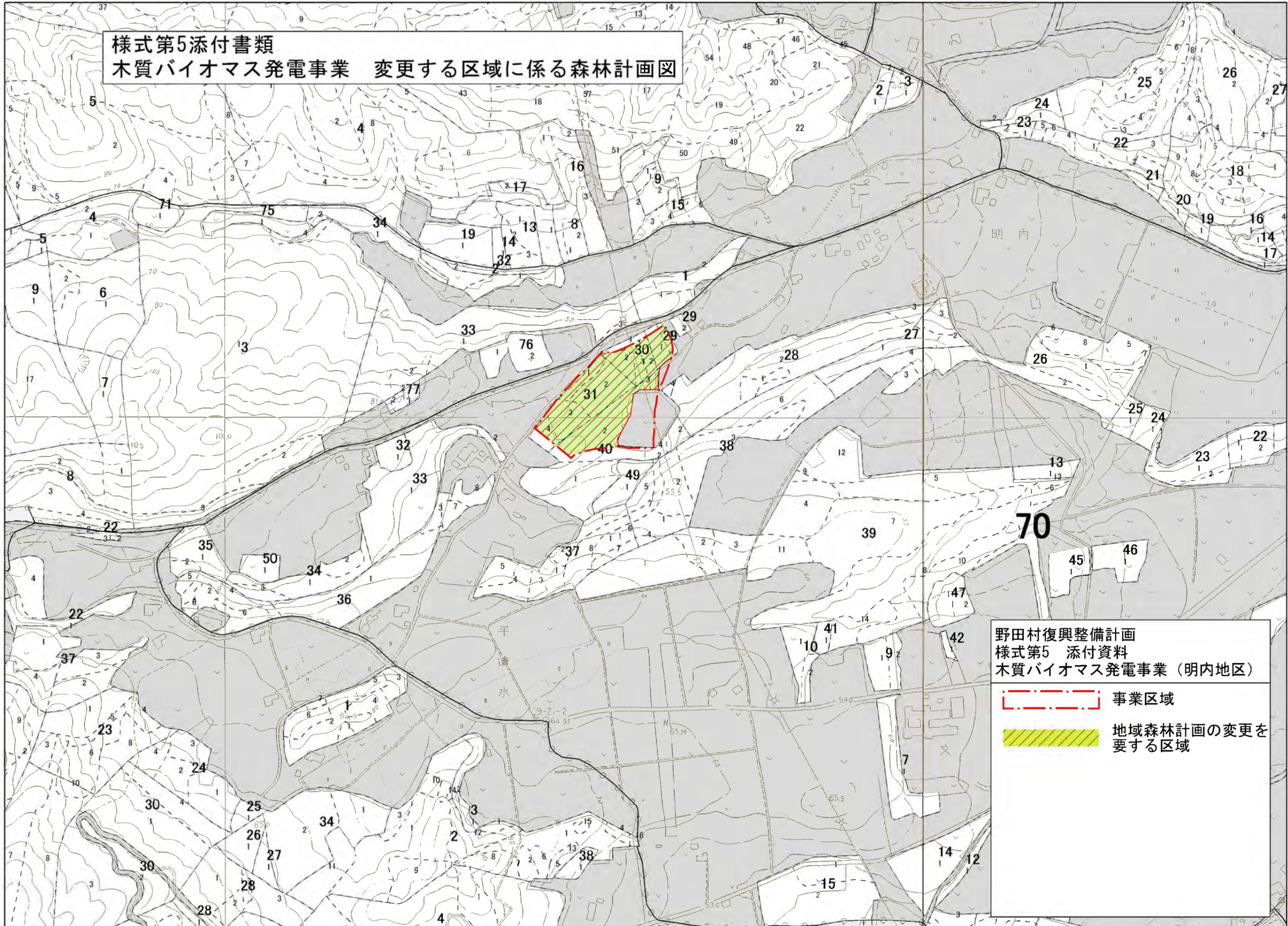
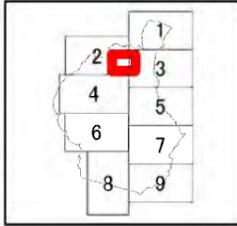
注2 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の民有林とする旨記載する。

注3 単位未満を四捨五入しているため、変更前後の森林面積及び市町村別内訳の合計と総数は一致しないことがある。

添付書類

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け12林野計第188号林野庁長官通知）の附録第6号により作成した変更する区域に係る森林計画図。

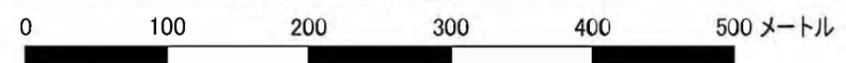
様式第5添付書類  
木質バイオマス発電事業 変更する区域に係る森林計画図



野田村復興整備計画  
様式第5 添付資料  
木質バイオマス発電事業（明内地区）

- 事業区域
- 地域森林計画の変更を要する区域

- 林班
- 小班
- 施業班



「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」

様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた  
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
野田村	野田第22地割	明内	52-1 ほか	名称：木質バイオマス発電 事業（明内地区） 種類：その他施設の整備に 関する事業	1.72	事業区域 2.09ha うち対象森林 1.72ha 開発行為 1.72ha
合計					1.72	

注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。

注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。

注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。

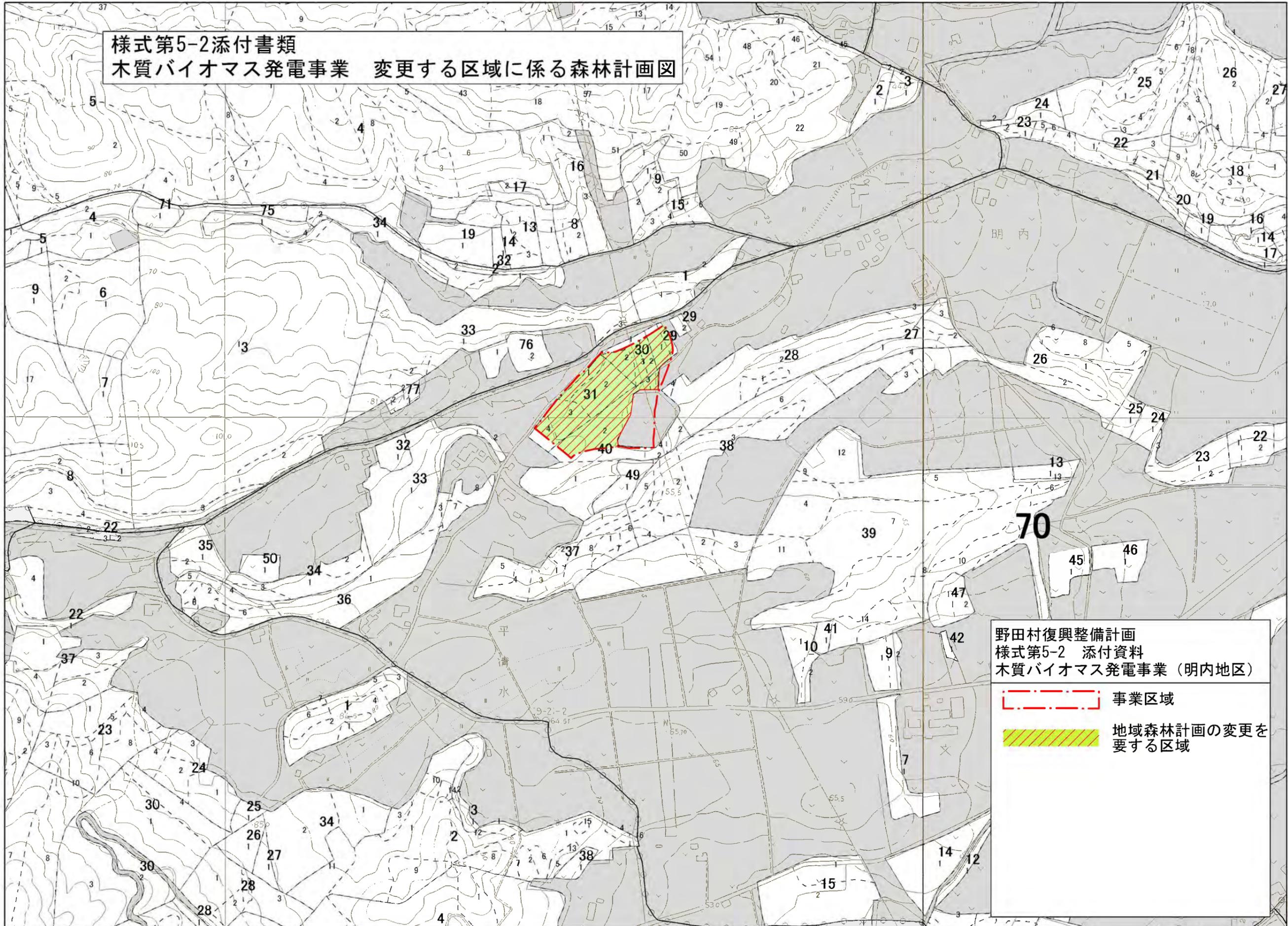
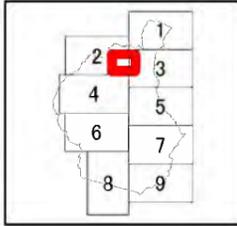
注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。

注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

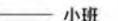
- 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 復興整備事業に関する事項が記載された書面

様式第5-2添付書類  
木質バイオマス発電事業 変更する区域に係る森林計画図



野田村復興整備計画  
様式第5-2 添付資料  
木質バイオマス発電事業（明内地区）

-  事業区域
-  地域森林計画の変更を要する区域

-  林班
-  小班
-  施業班



0 100 200 300 400 500メートル

「この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。」  
「この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。」



野田村復興整備計画  
 様式第5-2 添付資料  
 木質バイオマス発電事業（明内地区）

- 開発区域境界
- 造成緑地
- 造成整地面等
- 道 路
- 水 路
- $i=3.063\%$   
 $L=36.886m$  道路勾配及び延長
- 法面処理  
切土1:1.5 盛土1:1.8

添付書類

3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

[バイオマス発電事業（変更計画）の概要]

（変更計画について国土交通省協議中）

- 1 事業主体 野田新エネルギー発電株式会社
- 2 発電形態 蒸気タービン
- 3 出力 発電端出力 12,068kw/h 送電端出力 10,568 kw/h
- 4 燃料 木質チップ燃料、PKS
- 5 事業予定地 岩手県九戸郡野田村大字野田 明内 地内  
敷地面積 20,879 m<sup>2</sup>
- 6 総事業費 4,700,000 千円
- 7 事業期間 平成 24 年度～平成 27 年度
- 8 事業スケジュール

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
用地選定、地権者同意取得、地元住民説明会、測量等調査	→			
関係機関等への説明・協議、自主アセスメント、埋蔵文化財調査、開発許可協議・申請、系統連係アクセス検討申し込み		→		
土木工事（造成工）プラント建設			→	
試験運転・商業運転開始				→

9 周辺地域への影響及び生活への配慮等

事業者が、大気、水質、騒音・振動、臭気に係る自主アセスメントを実施するほか、開発許可基準に定める項目等を含めた生活環境保全協定を野田村及び明内地区と締結し、バイオマス発電事業に関する生活環境保全に万全を期すこととしている。

また、灰処理については、燃え殻再資源化施設を設置し、堆肥等として再利用を図る。

## 様式第6 法第48条第1項第7号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第26条の2に規定する保安林の指定の解除に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の指定又は解除）を必要とする場合に記載すること。

森林の所在場所					全面積		要解除 実測面積		備 考
郡	村	大字	字	地番	実測				
九戸郡	野田村	玉川 第2地割	下安家	33-18	ha 0	3346	ha 0	2107	水源かん養保安林
合計					0	3346	0	2107	

### 添付書類

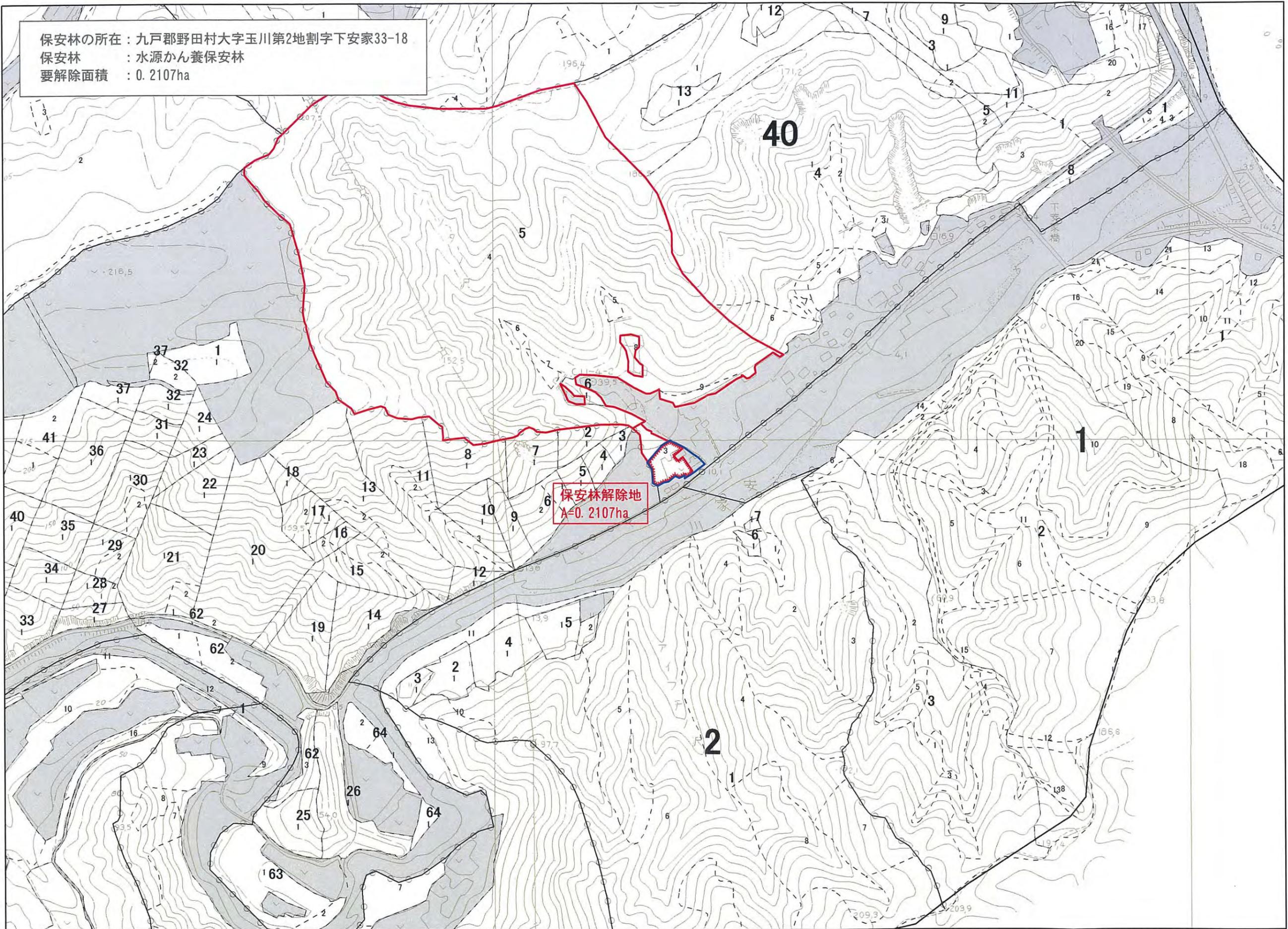
- 1 解除調書
- 2 解除調査地図
- 3 位置図(省略：計画書本体復興整備事業総括図による)
- 4 その他必要な書類
  - (1) 事業計画書(転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書)
  - (2) 代替施設計画書(転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書)
  - (3) 現況写真
  - (4) 保安林解除図(地籍測量図)
  - (5) 事業施設配置図兼代替施設計画図
  - (6) その他参考となるべき事項

### 注意事項

- 1 面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 調書及び図面等については、復興整備計画作成マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）、「保安林指定調書等の様式について」（昭和45年8月8日付45林野第1553号長官通知）その他の関係通知等に準じて事務を処理されたい。

# 保安林解除調査地図

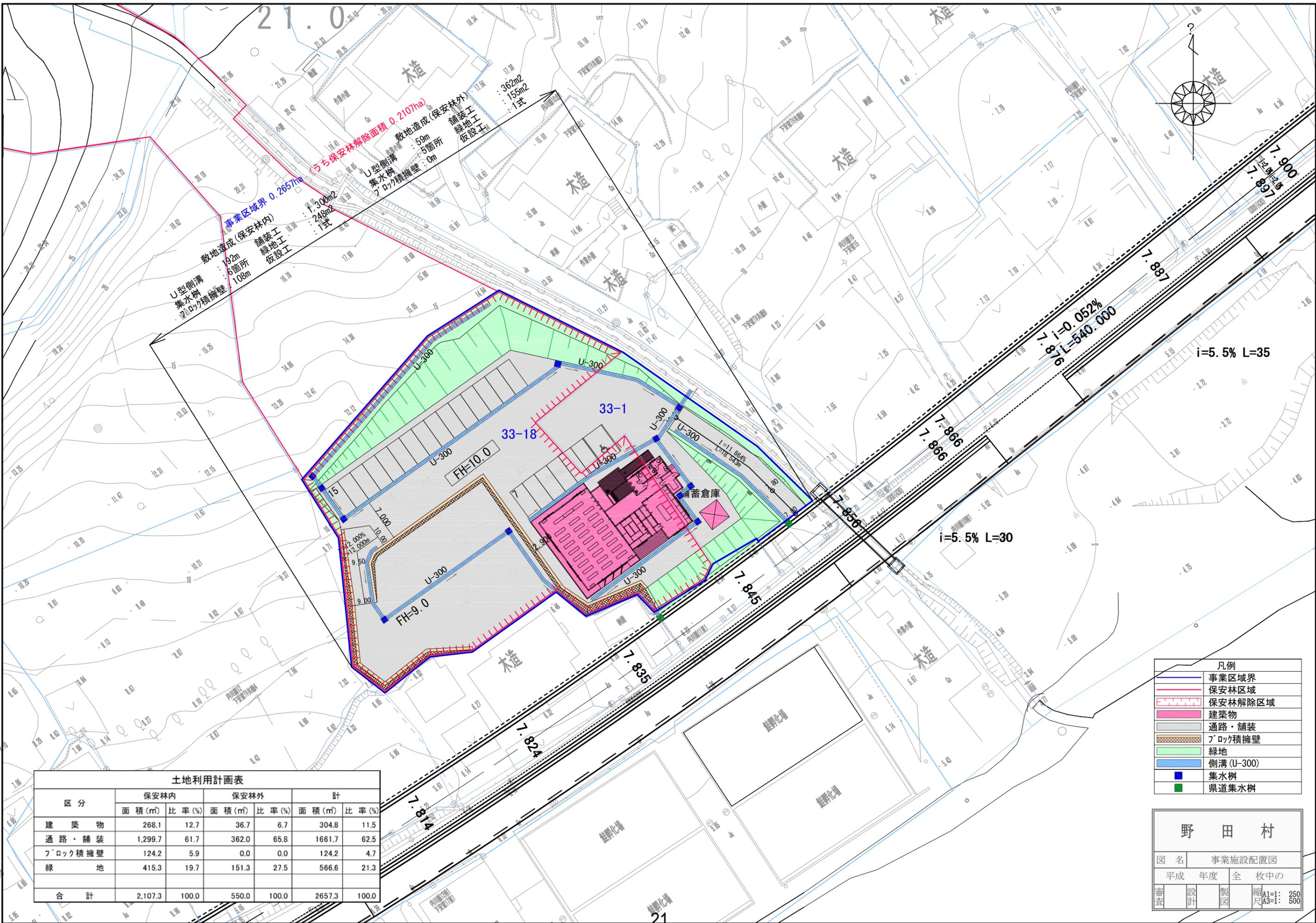
保安林の所在：九戸郡野田村大字玉川第2地割字下安家33-18  
保安林：水源かん養保安林  
要解除面積：0.2107ha



凡例

- 保安林区域
- 保安林解除区域
- 事業区域





敷地造成(保安林内)  
 192m  
 6箇所  
 108m  
 U型側溝  
 集水樹  
 フロック擁壁  
 敷地造成(保安林外)  
 敷地造成(保安林外)  
 50m  
 5箇所  
 フロック擁壁  
 舗装工  
 緑地工  
 仮設工  
 362m<sup>2</sup>  
 155m<sup>2</sup>  
 1式

事業区域界 0.2657ha  
 1300m<sup>2</sup>  
 248m<sup>2</sup>  
 1式

5.5保安林解除面積 0.2107ha

区分	保安林内		保安林外		計	
	面積(m <sup>2</sup> )	比率(%)	面積(m <sup>2</sup> )	比率(%)	面積(m <sup>2</sup> )	比率(%)
建築物	268.1	12.7	36.7	6.7	304.8	11.5
通路・舗装	1,299.7	61.7	362.0	65.8	1,661.7	62.5
フロック擁壁	124.2	5.9	0.0	0.0	124.2	4.7
緑地	415.3	19.7	151.3	27.5	566.6	21.3
合計	2,107.3	100.0	550.0	100.0	2,657.3	100.0

	事業区域界
	保安林区域
	保安林解除区域
	建築物
	通路・舗装
	フロック擁壁
	緑地
	側溝(U-300)
	集水樹
	県道集水樹

野田村			
図名	事業施設配置図		
平成	年度	全	枚中の
審査	設計	製図	縮尺
			A1=1: 250
			A3=1: 500